

## 議長

農業委員現在数14名、出席14名、よって、会議は成立いたしました。

これより令和5年度第5回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第13条の規定により、第4番八木委員さん、第5番久保田委員さんを指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

なお総会の会議内容につきましては、農業委員会等に関する法律第32条により公開することが定められております。後日、事務局が議事録を作成し、公開することを御了承ください。

あわせて、御報告や御質疑等、発言の際には、初めに議席番号および氏名を申し上げていただきますようお願いいたします。

新任の委員さんにつきましては、日程4の議案審議の例を記載した書類をお配りしておりますので、御参考にしていただければと思います。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

## 事務局

諸報告をさせていただきます。前回7月20日、第4回の総会につきましては人事案件のみで諸報告の方をさせていただいておりませんでしたので、その前の第3回、6月26日の総会から本日までの日程行事について報告いたします。

6月27日、西東京農業協同組合の第22回通常相談会に加藤会長にご出席いただきました。7月3日、農業経営者クラブの総会の方にも加藤会長にご出席いただきました。諸報告は以上です。

## 議長

以上で報告を終わります。

次に日程4の議案審議に入ります。

議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」3件を上程いたします。

それでは、整理番号1、2番について、担当委員の私から説明いたします。

## 委員

議席番号1番 加藤です。

整理番号1番について説明をします。

7月11日 事務局2名、申請人立会いの下、現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

ここは、東京都の委託苗木が出荷したあとで、一部残っているところがありましたが、トラクターがかけてありきれいに管理されていました。

地番、地目畑、面積

ここは、ビニールハウスが2棟建っており、植木の育苗用に使われているところです。きれいにされていました。今後はここに8月頃から芽を取って植えるようになると思います。

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

ここは一団の畑で、東京都の委託苗木が植わっておりました。一部、自家用の夏野菜が植えてあり、きれいに管理されておりました。合計4筆で  $\text{m}^2$ です。よろしくご審議をお願いします。

引き続き、整理番号2番について説明いたします。

7月11日 事務局2名、本人立会いの下、現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

ここは、自分の家の前の畑で、夏野菜がたくさんありました。スイカが威勢よくなっていて、鳥などに食べられないように網で囲ってありました。他には、ナス、キュウリ、トマト、トウモロコシ、ネギ等が植えてあり、きれいに管理されておりました。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

整理番号3番について、久保田委員さんの説明をお願いします。

## 委員

議席番号5番 久保田です。

整理番号3番について説明します。

7月12日 事務局2名、申請人立会いの下、現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

この土地は案内図の通り、梅の公園に近いところです。吉野街道から南側に位置していきまして、ここは梅24本を処分して、栗、柿、ブルーベリーの他、キュウリ、カボチャ、リンゴ、ナスが植えてありました。果樹は下草が刈り取られていきまして、野菜の栽培部分にしても、農地として手入れが行き届いていると判断しました。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

以上で担当委員の説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございませんか。

## 議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

## 議長

挙手13名により、可決されました。

## 議長

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」3件を原案のとおり証明することに決定いたしました。

## 議長

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について（移転）」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について（移転）」を御説明申し上げます。議案の2Pを御覧ください。

整理番号1番

譲渡人の                      さんから譲受人の                      さんへの売買契約でございます。

《議案参照。読み上げる》

本案件について、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第2号 別紙1》の調査書を御覧ください。

まず、第2項第1号。許可することにあたって、許可を受ける農地について土地のすべてを効率的に利用できることが求められますが、譲受人および世帯員等の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと判断しました。

次に第2項第2号。本案件については、個人ですので、適用致しません。

次に第2項第3号。本案件についても、信託ではございませんので、適用致しません。

次に第2項第4号。許可することにあたっては、譲受人および世帯員等が農作業常時従事できることが求められます。この農作業常時従事とは、農地法施行規則により150日となっております。本案件につきましては、譲受人およびその世帯員等は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると判断しております。

次に第2項第6号。本案件については、転貸ではございませんので、適用致しません。

最後に第2項第6号。許可することにあたっては、農地の権利移動を行うことで、地域調和が乱されることがないことが求められます。本案件については、さつまいも、

## 事務局

カボチャを栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

以上のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

なお、現地調査でございますが、7月11日に町田委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

以上でございます。よろしく御審議をお願い致します。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、町田委員さんの補足説明は何かございますか。

## 委員

議席番号12番 町田です。

整理番号1番について説明をします。

事務局の説明の通りです。

地番は、今も野菜が植えてあり、きれいに管理されておりました。

地番は、小松菜が一面に栽培されており、今、収穫をしているところです。肥培管理等もされていて、きれいに管理されておりました。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

## 議長

御意見、御質問等無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。



## 事務局

現地調査でございますが、7月18日に吉野委員さんで行いまして、主たる従事者として証明することについて支障なしとの結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、梅田委員さんの補足説明はなにかございますか。

## 委員

議席番号10番 梅田です。

整理番号1番について説明します。

7月15日 事務局2名と現地調査を行いました。

地番は一団の畑で、オクラ、カボチャ、ヘチマが栽培され、畑の周りは除草剤できれいにされていました。

地番は一団の畑で、サツマイモ、里芋、シソ、落花生、ナスが栽培されており、ジャガイモは収穫された後がありました。畑の周りは除草剤がしてあり、生産緑地として適正に管理されていました。申請者は主たる従事者に該当すると思われま。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

整理番号2番について、吉野委員さんの補足説明はなにかございますか。

## 委員

議席番号6番 吉野です。

整理番号2番について説明します。

7月18日 事務局2名と前農業委員会の鈴木さんと現地調査を行いました。

地番、地目畑、面積

自宅に隣接した農地です。所有者がお亡くなりになってから、半年以上経過していましたが、サツマイモ、キュウリ、ナス、ネギ、サトイモ等が栽培されていました。

## 委員

申請人である息子さんが耕作しているものと思われます。草もありましたが問題の範囲内だと思います。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

## 議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第3号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」2件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

## 議長

次に議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」御説明致します。議案の4ページを御覧ください。

それでは、御説明いたします。

本件につきましては、借人および貸人より青梅市に利用権設定の申出があり、各案件について、青梅市が農用地利用集積計画（案）を作成しました。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、この集積計画については農業委員会の議決を得ることが求められているため、青梅市長より青梅市農業委員会へ議案のとおり集積

## 事務局

計画の内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

利用権の設定には、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第4号 別紙1》の調書を御覧ください。

### ◎農業経営基盤強化促進法第18条第3項

はじめに、第1号「農用地利用集積計画の内容が青梅市の定める基本構想に適合するものであること」でございますが、基本構想に記載される「利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件」につきましては、農地のすべてを効率的に利用することや農作業に常時従事することなどが示されております。本件につきましては、使用借人が所有または借用する農機具や農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、また、借人は農作業を行う必要がある日数について従事すると見込まれますので、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、先ほど御説明致しました第1号とほぼ同義ですので、ともに該当すると考えております。

続いて第3号のイについては、「第2号のロに該当しない場合」でございますので、本案件では適用致しません。

続いて第3号のロについても、「法人である場合」でございますので、本案件では適用致しません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である使用貸人、使用借人の両者に利用集積計画を確認いただき同意の印をもらっております。従いまして権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

次に、《議案第4号 別紙2》の農用地利用集積計画（案）を御覧ください。  
利用権設定の更新の申し込みとなり、設定する権利は全て賃借権です。

## 事務局

契約期間は、整理番号4番を除き、令和5年8月10日から令和8年8月9日までの3年間となっております。

また、使用借人の農業経営の状況等や、共通事項が最後に記載されております。

また使用申請地において借り人は、露地野菜を行う予定になっております。現地調査につきましては、7月11日に町田委員さんと行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番につきまして、町田委員さんの補足説明は何かございますか。

## 委員

議席番号12番 町田です。

整理番号1番について説明します。

7月11日、事務局2名と申請人と現地調査を行いました。

来年に向けて露地野菜を栽培するのに、たい肥を入れて耕耘してありました。この土地については、管理が行き届いていないのではないのか、ということ言われていましたので、農地の肥培管理で近所に迷惑をかけないように雑草等もきちんとしていたきたいと伝えました。管理はきちんとしておりました。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

## 質疑 加藤委員

1番の加藤です。

さんは青梅市で出している肥培管理の面もあるのでしょうか。その辺もきち

## 加藤委員

んと読んでいただいて、隣の畑に草の種が飛ばないように対応をしていただけるよう、これからも見て行っていただきたいと思います。

## 町田委員

わかりました。

## 議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

## 議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

## 議長

次に議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

議案第5号、議案第6号

および議案第5号「農地法5条第1項の規定による許可申請について」および議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について（設定）」は一連の案件でございますので、一括して御説明いたします。

## 事務局

まず、議案第5号「農地法5条第1項の規定による許可申請について」です。  
議案参照読み上げ。

こちらは営農型発電の申請となっております、営農型発電とは「農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間において太陽光発電設備等により発電を行うこと」です。実際に営農型発電が行われた場合、農地の上空で太陽光発電を行いながら、農地を耕作し続けるという形になります。この営農型発電を行うためには、支柱部分についての農地法第4条1項または第5条1項の許可が必要となり、加えて、太陽光パネル等を設置する者と畑を耕作する者が異なる場合は地上権を設定するために農地法第3条1項の許可が必要となります。

それでは、資料1-1および1-2を御覧ください。こちらは、通常の農転の許可と同じく、東京都へ送付するための意見書となっております。まず、この意見書に基づき、御説明いたします。整理番号1番、および2番について転用面積や金額等、細かい点は異なりますが、概要は同じなので、整理番号1番および2番についてまとめて御説明させていただきます。

それでは「農地転用に関する許可基準からみた意見」について、裏面を御覧ください。

検討事項としては12項目設けられています。

はじめに、「1 農地の区分と転用目的」について、申請農地が甲種農地、第1種農地又は第2種農地である場合において、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときはその理由とありますが、こちらは《議案第5号 別紙1-3および1-4》の理由書を御覧ください。太陽光発電事業は「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」により、安定的かつ継続的なビジネスとして十分な採算性が認められおり、営農型太陽光発電所を設置することにより、発電事業による収益をあげながら、農業の発展と地球環境の維持保全に貢献できると申請人は考えています。太陽光パネルの下部の農地においても、日陰を好む榊を栽培することから、営農型発電設備の申請はやむを得ないと判断いたしました。

次に、「2 資力及び信用」について、《議案第5号 別紙1-5、6および1-7、8》の見積書および残高証明書を御覧ください。工事や撤去費の見積もりに対し、申請人が十分な資力があることを確認できるため資金計画は適当と考えます。

## 事務局

次に、「3 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」については、妨げとなる権利を持つ者はいないため、該当いたしません。

次に、「4 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」については、《議案第5号 別紙1-9および1-10》の土地利用計画図により、確実であると考えます。

次に、「5 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み」について該当いたしません。

次に「6 農地以外の土地の利用見込み」についても、該当いたしません。

次に、「7 計画面積の妥当性」については、先ほど確認した《議案第5号 別紙1-9および1-10》の計画図のとおりです。なお事務局による現地調査においても、計画面積については、適当であると考えます。

次に、「8 宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性」については、該当いたしません。

次に「9 周辺の農地等に係る営農状況への支障の有無」についてですが、パネル下のアルミ架台はパイプであり、通風、日照の確保に問題は無く、

雨水排水は、敷地内浸透処理をし、周辺農地の所有者には事業を説明の上、同意を得ているため支障は無いと考えます。

次に、「10 農地の利用の集積への支障の有無」については、申請地は貸借権の設定など農業経営基盤強化促進法にもとづく農用地利用集積計画は作成されていないこと、農業振興地域整備計画において農用地区域への編入予定がないことから、支障はないと考えます。

最後に、「11 一時転用である場合にはその妥当性」および「12 法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況」につきましては該当いたしません。

以上により、本件については、転用計画のとおり農地転用することについて、やむを得ないと考えています。

続きまして、本案件は営農型発電の申請であるため、こちらの意見書に加えて、追加で確認する事項がございます。

議案第5号別紙2-1を御覧ください。

## 事務局

営農型発電設備の許可申請には、(1) 許可申請に要する書類のア～エを追加で提出する必要があります。それでは、御説明いたします。

まず、ア 営農型発電設備の設計図についてですが、こちらは《議案第5号別紙2-2および2-3》を御覧ください。御覧の通り、それぞれの圃場にて太陽光パネルの設計図が提出されております。

次にイ 下部の農地における営農計画書(別紙様式例第1号)について、こちらは《議案第5号別紙2-4および2-5》を御覧ください。

2つの圃場ともに今後は が太陽光パネルの下部で榊を栽培する計画となっております。

また、整理番号1番について、営農者 となっておりますが、こちらは令和5年2月の総会にて、 氏から へ農地法3条の使用貸借権の許可が出されております。

次に、ウ 営農型発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み及びその根拠となる次に掲げるいずれかの書類についてですが、太陽光パネルの下部で榊を栽培している事例が日本では少なく、今回は(ア)の下部の農地で栽培する農作物の収穫量及び品質に関するデータをもとに判断いたしました。詳細につきましては、《議案第5号別紙2-6》を御覧ください。

最後にエ 営農型発電設備を設置する者と下部の農地において営農する者が異なる場合には、支柱を含む営農型発電設備の撤去について、設置者が費用を負担することを基本として、当該費用の負担について合意されていることを証する書面につきまして、《議案第5号別紙2-7および2-8》を御覧ください。こちらの契約書の中の第7条本件土地の返還等の中で、設置者が費用を負担することを基本として、当該費用の負担について合意されていることが確認できます。

また、現地調査ですが、7月19日に宿谷委員さんで行い、農地を転用することについて支障なしとの調査結果となっております。

次に議案第6号 整理番号1番

議案参照読み上げ

## 事務局

農地所有者                      さんが  
株式会社                      代表取締役                      さんに対し、地上権を設定し、営  
農型太陽光発電を実施するための許可申請でございます。

次に、議案第6号整理番号2番

議案参照読み上げ

こちらも 農地所有者 株式会社                      代表取締役                      さんが、株式会  
社                      株式会社 代表取締役                      さんに対し、地上権を設定し、営農型  
太陽光発電を実施するための許可申請でございます。

今回の営農型発電では、太陽光パネルを設置する者と耕作者が異なるため、議案第5号で賃借権を設定し議案第6号で地上権を設定する必要がございます。

なお、議案第5号が太陽光パネルの支柱部分等のみに賃借権を設定することを目的としていることに対し、議案第6号が農地全体に地上権を設定することを目的としているため、議案第5号は太陽光パネルの支柱部分等の面積、議案第6号は農地全体の面積となっています。

議案第6号について、農地法の3条の許可を得るためには、農地法第3条第2項各号に該当しないことが求められますが、【議案第6号別紙1】のとおり農地法第3条第2項各号につきましては、同項内において、地上権を設定する場合は、各号には該当しないと規定されているため、本案件は該当しません。

本案件につきましては、議案第5号を踏まえ、資金力や土地利用の計画性等を含めて、今回地上権を設定するのは許可するに相当であるとの判断となりました。

また、現地調査ですが、7月19日に宿谷委員さんと、前農業委員の川鍋さんと行い、農地を転用することについて支障なしとの調査結果となっています。

## 事務局 補足説明

当該地の場所につきましては、お配りしている地図の後ろから一枚めくっていただいて、地番、こちらが整理番号2番の当該地で、農道沿いの農業振興地域内農用地となります。整理番号1番が、もう1枚先のページの埼玉県飯能市と東京都青梅市の県

## 事務局

境、成木川沿いの所にあります。こちらは先月、全員協議会の時に違反転用農地ということで、盛り土が問題になったところで報告をさせていただいたところではあるのですが、その時点で土は撤去しまして、東京都には現地に来ていただいて問題なしということで意見をいただいております。会長を含め農業委員さんの現地調査の時に、赤道が通っていて赤道の所にまだ土が残っていたり、それが崖の方に崩れてしまうのではないかと懸念があって、そこを現状回復するようにというご指摘がありまして、先々週に さんの方で赤道の盛り土の部分を撤去して、赤道と農地の境にある杭を修復しまして、先週青梅市の管理課の方で現地を確認して、原状回復が出来たという意見をいただいております。農業委員会の方で、今月農地転用の支柱の部分の農地転用の手続きが、ご協議いただいて承認いただければ、今後の流れとしましては、調整区域の農地ですので許可権者が東京都知事になります。かつ、営農型太陽光発電は、まだ珍しい案件なので東京都知事だけでなく、都道府県ネットワーク機構による意見の徴収というところをワンクッション、都知事の許可が下りる前に挟む必要がありまして、来月8月1日都道府県ネットワーク機構である東京都農業会議の方々が、現地調査を予定しているところです。今日の議案と8月1日の現地調査で問題がなければ、8月17日に都道府県ネットワークの会議である、東京都の常設審議会という会議がありまして、そこで諮るような形になります。その常設審議会で得た意見を、青梅市の農業委員会の意見書に付して、都道府県知事に提出をして最後許可送還といった流れになります。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番につきまして、宿谷委員さんの補足説明は何かございますか。

## 委員

推進委員 宿谷です。

7月11日、事務局2名と現地調査を行いました。

議案5-5は設置したばかりで現場としては赤土がしっかり入っていました。

もう一つの方も、草刈りがしてあり、電柱も立って電気の準備も終わっております。詳細はわからなくて現地を見ただけの感じなのですが、問題はないのかなと思います。ただ土の問題なのですが、榊を植える計画になっているのですが、造成した方の土は

## 委員

石がゴロゴロしているような残土のような土で、そのようなところに榊を植えて、榊が育つのかというのが第一印象です。そこも電柱が立っていて電気の利用がされるとのことでした。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

## 質疑 委員

残土を埋めた土の方の土地を浸透処理するということですが、すぐそばに成木川があり、その横に水路があるのですが、それは田んぼに行く水路なので、そちらに水が流れると、残土流出が出てきてしまう懸念があるので、ちゃんと処理が出来るのかということと、排出手段がないと思うので確実に浸透処理できるようにした方がいいと思います。

## 議長

農業委員会で、親子体験の田植えをしたのですが、その前に代掻きをして現地を見る機会があったのですが、前に見た時よりも残土は少なくなっていました。先ほどの赤道に土がきているということと、土が川の方に流れないように、その辺をしっかりとやってくれという要望と、下の方に道もあるのですが、そちらの方にも土が流れないようにしてくれという要望でした。田んぼの方に行く水路の方にも、土が入ったら大変ですよねと聞いたら、雨が降るたびに見て確認して土を抜けるようにしているという話でした。

## 事務局補足

盛り土をしていたのですが、基本的には盛った土に関しては外に運び出して処分をしている形になりまして、以前の形に戻っているという状況に今はなっています。崖になっている部分が、地目は山林になっていまして、山林部分を さんが購入手続きに入っていて、そこに万が一流れ出さないような形で土留めのようなものを作るということを

## 事務局

言っていました。

農道沿いの方につきましては、北側は新規就農者の さんがされている畑でして、当然そちらに水が流れていかないように、深さ40センチくらいの堀といいますか排水路を自分で通して、隣の用地に流れ込まないようにという計画を立てているそうです。

### 【写真を見る】

## 議長

6月の写真ですね。前に行った時には向こう側が見えない状態で、それほど土が盛ってありました。

## 事務局

今の現地の状況です。測量士を雇って復元をしたところです。

## 議長

私が一番心配するのが、先ほど言われたように、水路の方に土が落ちてしまうとか、近くに畑があるので雨が降ったときに、土や石が流れてしまうのが困るので、そのようなことがないようにと伝えてあります。

## 委員

大きな事業をやるときには、事業計画の看板を作るとか説明の義務はないのですか。

## 事務局

私たちは農地法等の法律を所管しているのですが、農地法上ですと必ず説明会をやってくださいですとか義務付けられていないので、今回に関しては農地法5条の転用許可の中で、近隣の周辺農地への影響があるかないかというところを見るということですので、 さんの方で近隣の住民の方とか、隣の農地の所有者の方に全部あたって説明はしていると聞いているので、そこはよしとしたところです。

## 委員

今回2つの例があって設定が支柱の部分であると。今回の議案第6号では全面に対して、設定を行っていますよね。設定のメリットとか、どういうわけで設定が違ってくるのかなと思ひまして。そうした方が利点があるから全面で、もう一点みたいに支柱だけでいいのだとか、本来ならそれだけでいいような気がするのですが、メリットとかあるのでしょうか。

## 事務局

農地全体の面積と、支柱部分の面積の違いについてなのですが、整理番号1番2番の盛り土をしてしまった方と、盛り土をしていない農道の方と、両方について支柱部分の賃借権の設定と、地上権の設定を農地全体にやっているんですね。議案第5号と議案第6号がそれぞれの農地にかかっているということになります。メリットというよりは営農型のパネルを建てるにあたって、地上権を設定する必要があるので、議案6号の3条の区分地条件の設定で、それぞれが農地について地上権を設定しているということです。

## 委員

議席番号10番の梅田です。

賃貸借権の一時転用で10年という一つのスパンを決めていましたが、その賃貸借権ということですか。

## 事務局

議案第5号と6号の役割をお話します。

議案第5号というのが、整理番号1番と整理番号2番、それぞれ別の土地になるのですが、議案第5号の役割としては、農地法第5条第1項の規定による許可申請ということで、農地の一時転用にあたるものです。農地の転用とは、筆まるごと転用するというのが一般的だと思うのですが、国の定めた基準によって営農型太陽光発電の申請においては、筆まるごと農地転用を行うことは禁じられていまして、この支柱の部分だけ、細い1本1本の小さい部分だけを農地転用することが国で認められてい

ますので、議案第5号は支柱の面積をまるごと集めて、それが整理番号  
**事務局**

1番だと  $m^2$  で、整理番号2番だと  $m^2$ 、これが国に認められた転用面積という形になります。この議案第5号で支柱の部分の面積だけを転用するというのが議案第5号の役割ということになります。

議案第6号の役割としては、支柱の部分は地面に接している部分は転用しました。営農型太陽光発電は、人間が見上げる部分で3メートルから4メートルくらいのところにパネルがあるのですが、通常農地の地上の部分に関して転用したのですが、空中にあって、それは農地法上よろしくなく、空中に物があつたときに太陽が光を遮って、営農に影響が出ますよね、なので空中に物を置くという時においては、農地法3条の規定で地上権の設定をしてあげる、空中にもものがあつても、それをいいよと農地所有者の方が許可をしてあげる必要があります。それが議案第6号の農地法第3条の地上権を設定している、空中にパネルがあつてもいいよという許可をするものになります。3条の面積に関しては、一つの考え方として、パネルの面積だけをやるというのも一つの考え方で、他の市町村だとパネルの面積だけでやっているケースもあるようです。青梅市の場合は、筆全部の面積に関して地上権設定をしています。

## **委員**

議席番号11番 石川です。

似たようなものを先日入間市で見たのですが、パネルがあつて柵のようなものが植えてあつて、そこは全面に防草シートが敷いてあるんですね。このあと  $\quad$ さんは防草シートを貼るのでしょうか。そうすると先ほど新井さんが言った浸透性も、防草シートも浸透するのですが、始めははじくと思うのですが、貼ってもいいのでしょうか。

## **事務局**

貼ってはだめです。

## **議長**

さんは柵を作っているときは防草シートは使っているのですか。

## 事務局

使っていないです。

## 委員

議席番号3番 森田です。

榊の質問なのですが、徳島の実績というのでやられているようなのですが、徳島っていうと、ここから遠い場所でやられているので、この実績というのはいくらさんが出した資料なのでしょうか。

この確認というのは現地の農業委員にかけるものなのでしょうか。実際にやっているのか確認はできませんよね。そのような問い合わせはするのかなと思ひまして。

## 事務局

事務局の方で、東みよし町さんや徳島県さんに電話で聞いて、ちゃんとやっているかという実績の確認をしまして、毎年、状況報告書を実績として都道府県に出すのですが、徳島県に実際に出している報告書をこちらにも出してもらい、その数字をもとに、これが作られているということが確認できたので、きちんとやられているのだと思ひます。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

## 議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

## 議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」1件

は原案のとおり承認することに決定いたしました。

#### 議長

議案第6号の方も大丈夫でしょうか。

賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

#### 議長

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

報告事項として、会長専決処理等の報告を申し上げますので、別冊の報告書を御用意ください。

それでは報告に移ります。

はじめに「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、6件で1ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、7件で2ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、10件で3ページから4ページに記載されたとおりです。

次に「その他事務処理 非農地証明の願出について」は、1件で5ページに記載されたとおりです。

#### 議長

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

#### 議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

## 議長

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後 4 時 25 分から開会いたします。